

北方町 町内全域

令和5年度

## 【地域の概要】

- 町域の85%を市街化区域が占めており、農薬散布や生活用排水路からの取水によるトラブル等、農住混在によるさまざまな問題が生じるため、従来からの農作業が大変困難な状況になっている。
- 管内の農地面積139haのうち、町南東部に昭和63年に土地改良事業にて整備された農業振興地域が約71ha存在し、そのうち農用地面積は約37haで52%ほどを占めている。
- これらの農用地を3ブロックに分け、主食用米と小麦のブロックローテーションによる水田農業を実施している。
- 遊休農地は0.02haと非常に少なく、農地としての管理はされているものの、近年は農家数の減少、農業従事者の高齢化、若者の農業離れ等による農業労働力の低下が問題となっている。

## ①取組開始前の状況や課題

## 担い手確保の課題

- 中心経営体となる担い手の高齢化及び後継者が不足している。
- 担い手によって耕作面積に偏りがある為、面積の多い担い手が耕作が出来なくなった際に、他の担い手への分配が困難となることが懸念される。

## 数少ない担い手の離農に伴う、担い手間での農地再配分の実施

- 令和3年度、担い手の1人より、高齢による離農相談があり、農業委員会・担い手協議会・農協の3者を含む検討の場を設けた。
- 3か年の計画で耕作者を変更していくことを決定し、農地中間管理機構を通じた耕作者変更を順次行うこととした。

## ②取組内容

## 令和5年度 中旬

- 農業委員会・担い手協議会・農協にて、借受農地の再分配について協議し、令和6年産からの耕作者の選定を行う。

## 令和5年度 下旬

- 令和6年産に向け、中間管理事業を活用した耕作者の変更を実施。



## ③今後の展開と方向性

- 3か年の農地再配分は計画どおり再配分を完了した。
- 耕作者を変更する際に、中間管理事業未活用の農地については積極的に中間管理機構への貸付をあっせんし、農地の集積、集約化を促進していく。
- 地権者への意向調査及び関係者による協議結果を反映した目標地図を作成し地域計画を策定する。
- 担い手の高齢化、後継者不足を補うためにも新規就農者の確保・掘り起こし活動の強化・法人化を含めた検討を行い、新たな担い手の確保に取り組む。

## 【経営面積の変動】（耕作面積）

|       |              |
|-------|--------------|
| 令和3年産 | 793a(借受農地全筆) |
| 令和4年産 | 541a         |
| 令和5年産 | 174a         |
| 令和6年産 | 0a           |